

登園届(保護者記入)

立石いろは保育園 園長 あて

クラス _____ 氏名 _____

(病名) (該当疾患に○を記入してください)

感染症名	登園のめやす
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ除く) 新型コロナウイルス感染症	別紙となります
溶連菌感染症	
マイコプラズマ肺炎	症状が回復するまで
手足口病	症状が回復するまで
伝染性紅斑(りんご病)	症状が回復するまで
感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなど)	下痢、嘔吐が消失するまで
ヘルパンギーナ	症状が回復するまで
RSウイルス感染症	症状が回復するまで
帯状疱疹	病変部が被覆するまで。ただし、乳幼児はかさぶたになるまで。
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良い事
その他 ()	

(医療機関名) _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日受診)において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、
_____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。(発症日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

※保護者の皆様へ

保育所等は、園児が集団で長時間生活を共にする場所です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いいたします。(必要な場合、医療機関に連絡をとらせていただくこともあります。)

※登園のめやすは、学校保健安全法施行規則の基準による。

2023年5月改定

インフルエンザ 登園届（保護者記入）

立石いろは保育園 園長

園児名 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日生

病 名 【 インフルエンザ 】

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（受診） 医療機関名 _____ において、

インフルエンザ（ _____ 型）と診断されました。

「発症した後5日を経過」かつ「解熱後3日を経過」し、園児の健康が回復したため登園します。

	発症日	発症後5日間は登園できません					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/
解熱した日に○									

※必ず解熱した日に○をつけてください。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

【登園可能日について】

発症日を0日目として6日目、または解熱した日を0日目として4日目に登園可能

例	発症日	発症後5日間は登園できません					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱		解熱	→				登園可能		
発症後 2日目に 解熱			解熱	→			登園可能		
発症後 3日目に 解熱				解熱	→		登園可能		
発症後 4日目に 解熱					解熱	→			登園可能

※登園可能日については、「保育所における感染症ガイドライン」に従っています。

新型コロナウイルス感染症 登園届（保護者記入）

立石いろは保育園 園長

園児名

年 月 日生

病 名 【 新型コロナウイルス感染症 】

令和 年 月 日（受診） 医療機関名 _____ において、
新型コロナウイルスと診断されました。

「発症した後5日を経過」かつ「症状が軽快した後1日を経過」し、園児の健康が回復したため登園します。

	発症日	発症後5日間は登園できません					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/
症状が軽快した日に○									

※必ず症状が軽快した日に○をつけてください。

令和 年 月 日

保護者名

【登園可能日について】

発症日を0日目として1～4日目の間に症状が軽快した場合、6日目に登園可能

例	発症日	発症後5日間は登園できません					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に軽快		軽快	→				登園可能		
2日目に軽快			軽快	→			登園可能		
3日目に軽快				軽快	→		登園可能		
4日目に軽快					軽快	→	登園可能		
5日目に軽快						軽快	→	登園可能	

※5日目以降に症状が軽快した場合、症状が軽快した後1日を経過するまでは登園できません

※症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。

※登園可能日については、「保育所における感染症ガイドライン」に従っています。

登校（園）許可書

学年 _____ 組 _____ 氏名 _____

年 _____ 月 _____ 日生

上記の者は、下記○印の学校感染症が軽快し、かつ、学校の場合は学校保健安全法施行規則の基準により、保育園の場合は基準に準じて、感染症の予防上、支障が無いと認め _____ 年 _____ 月 _____ 日より登校・登園を許可します。（但し、下記の基準に達した場合でも、児童生徒の健康状態を総合的に観察し、医師の判断により登校・登園を延期する事ができる。）

年 _____ 月 _____ 日

医師氏名 _____

学校長・園長 様

記

該当に○	感染症名	出席停止期間の基準
	麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
	水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	校医、園医、その他の医師において感染のおそれなしと認められるまで
	急性出血性結膜炎	
	流行性角結膜炎	
	髄膜炎菌性髄膜炎	

※上表感染症名にないものは空欄に記入。

2019年1月改定